

上山市議会会議録

第487回定例会

本会議最終日

(平成30年12月13日)

平成30年12月13日（木曜日） 午前10時 開議

議事日程第3号

平成30年12月13日（木曜日）午前10時 開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 請願第4号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書提出に関する件
- 日程第 2 平成29年
請願第3号 「改正組織犯罪処罰法」廃止に関する件
- 日程第 3 請願第1号 慎重な憲法論議を求める意見書の提出に関する件
- 日程第 4 請願第2号 核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書の提出に関する件

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第 5 議第64号 上山市医療給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議第65号 上山市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

（予算特別委員長報告）

- 日程第 7 議第60号 平成30年度上山市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議第61号 平成30年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議第62号 平成30年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第63号 平成30年度上山市介護保険特別会計補正予算（第2号）

（追加議案）

- 日程第11 議第68号 上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第69号 上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第70号 平成30年度上山市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第2号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出について

(閉 会)

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

出席議員（15人）

1 番	守 岡	等	議員	2 番	井 上	学	議員
3 番	中 川	とみ子	議員	4 番	高 橋	恒 男	議員
5 番	谷 江	正 照	議員	6 番	佐 藤	光 義	議員
7 番	枝 松	直 樹	議員	8 番	浦 山	文 一	議員
9 番	坂 本	幸 一	議員	10 番	大 沢	芳 朋	議員
11 番	川 崎	朋 巳	議員	12 番	棚 井	裕 一	議員
13 番	尾 形	みち子	議員	14 番	長 澤	長右衛門	議員
15 番	高 橋	義 明	議員				

欠席議員（0人）

説 明 の た め 出 席 し た 者

横 戸	長 兵衛	市 長	塚 田	哲 也	副 市 長
金 沢	直 之	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局 長	富 士	英 樹	市政戦略課長
平 吹	義 浩	財政課長	舟 越	信 弘	税務課長
土 屋	光 博	市民生活課長	鈴 木	直 美	健康推進課長
鏡	裕 一	福祉事務所長	鈴 木	英 夫	商工課長
尾 形	俊 幸	観光課長	前 田	豊 孝	農林課長 (併)農業委員会 事務局 長
漆 山	徹	農業夢づくり課長	近 埜	伸 二	建設課長

秋	葉	和	浩	上下水道課長	武	田	浩	会計管理 者(兼)会計課長
佐	藤	浩	章	消防長	古	山	茂	満 教育委員 会長
井	上	咲	子	教育委員 会長	遠	藤	靖	教育委員 会長
齋	藤	智	子	教育委員 会長	高	橋	秀	典 教育委員 会長
板	垣	郁	子	生涯学習課 長	花	谷	和	男 農業委員 会長
大	和		啓	選挙管理委員 会長	渡	辺	る	み 農会 監事
				監査委員				査務委員 局長

事務局職員出席者

佐	藤	毅	事務局長	鈴	木	淳	一	副主幹	
渡	邊	高	範	主査	後	藤	彩	夏	主任

開 議

○高橋義明議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第3号によって進めます。

初めに、本日の議事運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長大沢芳朋議員。

〔大沢芳朋議会運営委員長 登壇〕

○大沢芳朋議会運営委員長 おはようございます。

去る12月11日、議会運営委員会を開き、本日の議事日程第3号について協議いたしました。その結果について御報告申し上げます。

初めに、付託事件の審査結果の報告でありま

すが、総務文教及び産業厚生常任委員長、続いて予算特別委員長の順に報告を願い、それぞれ議決することいたしました。

最後に、追加議案であります。条例案2件、予算案1件、議会案1件については、それぞれ提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することとしたし、その後、今期定例会を開会することいたしました。

議事日程の詳細は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。以上で報告を終わります。

○高橋義明議長 お諮りいたします。

本日の議事運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり進めることに決しました。

~~~~~

**日程第1 請願第4号 ライドシェア  
の導入に反対し、安全・安心な  
タクシーを国に求める  
意見書提出に関する件外3  
件**

(総務文教常任委員長報告)

○高橋義明議長 日程第1、請願第4号から日程第4、請願第2号までの計4件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長川崎朋巳議員。

〔川崎朋巳総務文教常任委員長 登壇〕

○川崎朋巳総務文教常任委員長 今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました請願1件及び継続審査としております請願3件について、審査いたしました経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、請願第4号ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書提出に関する件について申し上げます。

本請願は、安全性の確保や利用者の保護等について、大きな懸念のあるライドシェアの導入に反対し、地域住民や交通弱者、観光客の移動手段として大きな役割を果たしているタクシーなどの地域公共交通を維持、発展させるため、安全・安心なタクシーを国に求める意見書を国及び政府並びに関係機関に提出願いたいとして、山形県ハイヤー協会会長及び全国自動車交通労

働組合連合会山形地方本部執行委員長から提出されたものであります。

委員会では、慎重に審査を行ったところ、地域交通の安全性が損なわれるような規制改革は行うべきではなく、安全・安心で、地域生活や観光客の移動手段として大きな役割を果たしているタクシーなどの地域公共交通の維持、発展を国に求めることは重要であることから、請願第4号は願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

次に、継続審査としております平成29年請願第3号「改正組織犯罪処罰法」廃止に関する件について申し上げます。

本件は、改正組織犯罪処罰法について、心の中で思ったことが処罰対象となり得るもので、実際に起きた犯罪行為のみを処罰するという日本の刑法を根本的に覆すものであり、乱用されれば、思想の抑圧、人権侵害や市民監視への強化、市民の言論、表現、行動に萎縮効果をもたらすことが懸念され、犯罪摘発を名目とする監視や会話の通信傍受など、極めて広範にわたって捜査権限が乱用されるおそれもあることから、「改正組織犯罪処罰法」の廃止に関する意見書を国及び政府並びに関係機関に提出願いたいとして、上山地区平和センター議長から提出されたものであります。

委員会では、継続審査を行い、慎重に審査を行ったところではありますが、改正組織犯罪処罰法は国際連合加盟国のほとんどの国や地域が締結している国際組織犯罪防止条約締結に必要な法律であり、2020年に東京オリンピック・パラリンピックが控えていることから、テロを未然に防ぐために万全の態勢を整えることが必要であるとの意見や、多様化する犯罪の未然防止を図る上でも、本法を廃止すべきでは

ないなどの意見が出され、採決の結果、本請願は不採択すべきものと決しました。

次に、請願第1号慎重な憲法論議を求める意見書の提出に関する件について申し上げます。

本件は、憲法改正について、憲法審査会では、憲法及び憲法に密接に関連する法制度について、広範かつ総合的に調査を行ってから、憲法改正の発議や国民投票に関する法律案を審査するとしており、多くの世論調査においても、現政権での憲法改正について否定的なものが多数となっていることや、憲法の本質が、国家権力の恣意的運用を排し、権力行使を制限する規範であることを踏まえれば、最も厳格な憲法尊重擁護義務が課せられている内閣総理大臣が率先して憲法改正を推進することについては憲法違反ではないかと国会内でも議論がなされていることから、慎重な憲法論議を求める意見書を国及び政府並びに関係機関に提出願いたいとして、上山地区平和センター議長から提出されたものがあります。

委員会では、継続審査を行い、慎重に審査を行ったところでありますが、日本を取り巻く状況は時代とともに大きく変化しており、国民の生命、財産を守るためには、時代に合った憲法改正を行うことが必要であり、迅速に進めるべきであるとの意見や、憲法改正に関する議論は国会で長年にわたり行われているものの、各党の憲法改正に係る考えも違うことから、憲法改正の発議まで時間がかかることが見込まれており、今後も慎重に議論することが十分可能であるなどの意見が出され、採決の結果、本請願は不採択すべきものと決しました。

最後に、請願第2号核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書の提出に関する件について申し上げます。

本件は、唯一の被爆国である日本として、核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応え、人類と相入れない非人道的兵器である核兵器関連の活動を法的に禁止することを定めた核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書を国及び政府並びに関係機関に提出願いたいとして、上山地区平和センター議長より提出されたものであります。

委員会では、継続審査を行い、慎重に審査を行ったところでありますが、唯一の被爆国である日本が、世界の先頭に立って核兵器廃絶に取り組むことが必要であるとの意見や、日本の国防を考えると、アメリカの核抑止力が不可欠であること、核兵器を保有する諸外国が少しずつ核兵器を減らしていく枠組みを検討するほうが現実的であるとの意見が出され、起立採決の結果、賛成少数により、本請願は不採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○高橋義明議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、2番井上学議員。

〔2番井上 学議員 登壇〕

○2番 井上 学議員 平成29年請願第3号「改正組織犯罪処罰法」廃止に関する件について、願意妥当とし、採択すべきという立場から討論します。

この法律は、共謀罪とも呼ばれ、過去に国会で2回法案が提出され、廃案となった法律です。

改正組織犯罪処罰法は、何を考え、何を合意したかが処罰の対象となる「心の中」を処罰す

るという法律です。

それは、実際に起きた犯罪行為のみを罰するという日本の刑法の大原則を根本からひっくり返すものです。

一たび、思想や内心を処罰する法律をつくれば、その乱用に歯どめはかけられません。

それは戦前、治安維持法のもとで戦争に突き進んだ日本社会の痛苦の反省であり、改正組織犯罪法は、だからこそ定められた憲法19条、思想・信条の自由、21条、表現の自由、結社の自由、31条、適正手続の保障を侵害する憲法違反です。

政府は、この法律の適用について、環境保護団体や人権保護団体であっても、隠れみのなら組織的犯罪集団の構成員でなくても罪とする、かかわり合いのある周辺者なら罪とするとしています。隠れみのかどうか、周辺者かどかは警察が判断するため、広く一般市民を日常的に監視することになります。

2014年、岐阜県警大垣署による、この法律の先取りとも言える監視事件が明るみになりました。岐阜県警は、風力発電所に反対する市民運動を監視し、情報を中部電力子会社に流していながら、謝罪も反省もせず、適切な業務の一環と開き直っています。

犯罪と無縁の市民が警察のさじかげん一つでプライバシーをひそかに侵害され、なぜ調査対象になったかもわからないまま、重大な人権侵害にさらされる危険があります。

また、政府は東京オリンピックの開催に当たり、国際組織犯罪防止条約を締結するために、この法律の整備が必要であるとしていました。

しかし、国際組織犯罪防止条約は、各国が国内法の原則に従って法整備をすればいいとしており、日本は予備罪で対応できたと日本弁護士

連合会で指摘しており、根拠も揺らいでいます。

テロ対策においても、現行の刑法で対応は可能であり、思想や内心を取り締まる改正組織犯罪処罰法は全く必要ありません。

以上のことから、平成29年請願第3号「改正組織犯罪処罰法」廃止に関する件は採択すべきと申し上げ、討論とします。

○高橋義明議長 次に、7番枝松直樹議員。

〔7番 枝松直樹議員 登壇〕

○7番 枝松直樹議員 7番枝松直樹でございます。

請願第1号慎重な憲法論議を求める意見書の提出に関する件について、願意妥当の立場から討論をいたします。

本請願は、憲法審査会の審査において、改正原案の拙速な審査を行わないことを求めるものであります。

安倍内閣総理大臣は憲法改正に前のめりになっていますが、多くの世論調査で、憲法改正を求める意見は10年前と比べ減少傾向にあり、安倍政権下での憲法改正については否定的なものが多数となっております。

憲法改正が国民的要求となっている状況とは到底言えません。拙速に事を進める緊急性と必然性も全くありません。

言うまでもなく、憲法制定権力は国民にあります。それは、最終的な憲法改正の是非が国民投票の結果によって決することからも明らかであります。

どうしても憲法を改正したいのなら、国民の理解と共感を得られるように、丁寧に議論を重ねることが第一です。

NHKのことし4月に3日間にわたって実施した世論調査によりますと、憲法改正について、「どちらとも言えない」という意見が、年代が

低くなるほど、つまり若い世代ほど多くなり、30歳以下では半数を超えています。世代別では、戦争世代が含まれる70歳以上は「改正が必要ない」が多くなっておりま

す。同じ調査の中で、憲法9条をどう評価するかという設問に対しては、全ての年代で「評価する」が7割前後を占めております。

支持政党別に見ても、与党の支持層、野党の支持層、支持層なし、いずれの層においても「9条を評価する」が7割前後から8割に上っております。

産業経済新聞社とFNNがことし10月に行った合同世論調査によると、自民党が10月24日召集予定の臨時国会に憲法改正案の提出を目指すことについて、「反対」が48.3%で、「賛成」の42.9%をわずかに上回りました。これは朝日新聞社ではなく、産業経済新聞社の調査です。

憲法改正自体については、「賛成」が「反対」を上回っているのですが、「改憲には賛成でも、議論は慎重に進めるべきだ」という相反するような結果になったのであります。

去る12月10日、臨時国会閉会後の記者会見で、安倍内閣総理大臣は次のように発言をしています。

私は、憲法改正について、国民的な議論を深めていくために一石を投げなければならないという思いで、2020年は新しい憲法が施行される年にしたいと申し上げましたが、今もその気持ちには変わりはありません。

その上で、こうも述べています。

最終的に決めるのは国民の皆様であるという認識を強く持つべきだろうと。こう思っています。

安倍内閣総理大臣は、これまでも、丁寧に議

論を重ねると言いつつ、強行採決を連発してきた経過もありますから、果たして憲法論議をどこまで深めるのか、全く不透明です。

憲法改正推進論者であり、自民党の元衆議院議員、早川忠孝氏は次のように述べております。

自民党だけでつくった改憲案では、とても大方の国民の理解と共感を得ることはできない。数の力で改憲を押し切るようなことは、将来に大きな禍根を残すだろうから、何としてもやめたほうがいい。丁寧に、丁寧に、ひたすらそう願っている。憲法は、日本の国民にとっては宝物のような存在である。宝物に触れるときは、どなたでも慎重かつ丁寧にふるまうべきである。それこそ大方の国民の理解と共感が得られるような新しい憲法改正草案を策定されることがいいのではないかと。

そう発言されております。まさに、私は正論だと思います。

本請願は、拙速な審査を行わないこと、慎重な憲法論議を求めるものであり、本請願がなぜ不採択になるのか、私は理解に苦しみます。

以上、申し上げましたようなことから、本請願は願意妥当であり、採択すべきものであると考える次第です。

○高橋義明議長 次に、1番守岡等議員。

〔1番 守岡 等議員 登壇〕

○1番 守岡 等議員 請願第2号核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書の提出に関する件について、願意妥当とし、採択すべきという立場から討論します。

採択を求める第1の理由は、日本政府が条約に反対する根拠としている核抑止力論、核の傘原理は破綻しているということでありま

す。核抑止力は、際限のない軍備拡大競争を招きます。常に相手よりも上位に位置する必要性が



あります。このことがアメリカの財政赤字を招き、貧困を初め、さまざまな矛盾の根源になっています。

また、核抑止力は一触即発の緊張をもたらします。

北朝鮮は、何としてもアメリカ本土に届く長距離弾道ミサイルに核兵器を積んでこそ抑止力となると考えています。

そのため、北朝鮮は常に監視され、アメリカ本土を直撃する長距離ミサイルを開発した段階で攻撃される危険性があります。かつてのキューバ危機がそうでした。キューバ危機と同じレベルの危機が迫っています。

また、抑止力を強め、徹底的な報復力を持つことは、先制攻撃の誘惑を強めるという問題があります。先に撃ったほうが早い、先に攻撃したほうが被害も少ないというように、抑止力と先制攻撃は常に裏腹の関係にあります。

事実、アメリカ政府は一貫して核先制使用の方針を保ち続けています。

こうしたことから、パン・ギムン前国際連合事務総長は「抑止力は幻想だ」と断言しました。

人類の生存にとって、まさに核抑止力論は大きな障害となっていることを理解すべきです。

核兵器が安全保障にとって本当に有効なのかという核抑止力論に対する疑問をアメリカ国内で最初に提起したのは、アメリカ外交の重鎮、ヘンリー・キッシンジャーでした。2007年の1月に、キッシンジャーはアメリカの核戦略の中核にいた人たちとともに、核兵器のない世界を呼びかけました。これは、決して人道的な見地からではなく、テロリストが核兵器を手にする前に核兵器をなくさなければならないという、アメリカの権益、アメリカの安全保障を守る見地からのものでした。

喜んで自爆攻撃を行う国際テロリストに核抑止力論は成り立ちません。核抑止力論では解決できない危機回避のために、核兵器廃絶を求める声はアメリカ政府の中枢からも起きているわけです。

また、日本にとっても、核抑止力、核の傘は機能していないことを直視すべきです。

日本政府がかたくなに条約参加を拒否する背景には、アメリカ政府の要求があります。アメリカ政府は、秘密裏ではなく、堂々と文書で日本政府に「今回の条約に参加するな。賛成するな」と言ってきました。

しかし、そのアメリカ政府自身が、もし日本が他国から核攻撃を受けた場合にどうするかという点で、「アメリカは報復は行わない。日本は降伏すべきだ」という無責任な見解をキッシンジャー初め、多くの歴代アメリカ政府高官が述べています。

日本が核攻撃を受けたとしても、アメリカ本土に影響が及ぶような対策はとれないと言っているわけです。アメリカ国民の生命と財産を守る上では当然のことと考えられます。

日米安保条約そのものが、日本国民の生命や財産、日本の国土を守ることを前提にしている以上、当然のことです。

このような核抑止力論が破綻している状態で、核攻撃を防ぐためには、やはり核兵器廃絶しか道はないのではないかと私は考えます。

採択を求める第2の理由は、本市において1995年3月1日に核兵器廃絶平和都市宣言が採択され、唯一の被爆国として、我が国は核兵器を永遠に廃絶することを国の内外に訴えていくことを宣言していることです。核兵器がいかにか非人道的なものであるか、広島や長崎の原爆資料館を訪ねれば一目瞭然であります。そこに

いた人間が蒸発し、影だけが燃え尽きている写真。生き延びた人々も、塗炭の苦しみを強いられた後遺症の問題。資料館には、オバマ前大統領やローマ法王のメッセージが記されています。

オバマ前大統領は、アメリカ大統領として、核抑止力論に立って、核の先制使用も辞さない態度を表明していました。しかし、原爆資料館で被爆の実態をつぶさに見て、その態度を改め、核のない世界を主張するに至りました。

ローマ・カトリック教会も、かつては、戦争や原爆も「神の意思」だと語っていた時代がありました。その後、ヨハネ・パウロ2世が来日し、原爆資料館を見学し、被爆の実態を理解した結果、ヨハネ・パウロ2世は、「原爆投下は神の意思ではない。人間のしわざだ」ということを明言しました。

私は、もし被爆の実情を理解していない人がいたら、ぜひ広島、長崎の原爆資料館に行くべきだと考えます。その上で、核兵器の存在を認めるのならば、それはそれで結構だと考えています。

今、2018年4月1日現在で、全国で239の地方議会で意見書が採択され、県内でも12市町村が採択しています。核兵器廃絶平和都市宣言を行っている本市が率先して意見書を採択し、全国の市町村を励ましていく必要があると考えます。

国際連合で、今回の核兵器禁止条約をつくる先頭に立ったところが、日本国憲法と同じような常備軍を廃止した憲法を持つコスタリカでした。

本来であれば、平和憲法を持つ、そして唯一の被爆国である日本こそが、この運動の先頭に立つべきです。そして、核兵器廃絶平和都市宣言を行っている本市こそが、その先頭に立つべ

きだと考えます。

こうした立場で、核兵器禁止条約の署名と批准を求める請願は願意妥当と考え、請願第2号核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書の提出に関する件は採択すべきと申し上げまして、討論とします。

**○高橋義明議長** ほかに討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

採決は区分して行います。

初めに、請願第4号について採決いたします。

総務文教常任委員長報告は採択であります。総務文教常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○高橋義明議長** 御異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

次に、平成29年請願第3号について採決いたします。

総務文教常任委員長報告は不採択ですが、総務文教常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○高橋義明議長** 起立多数。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

次に、請願第1号について採決いたします。

総務文教常任委員長報告は不採択ですが、総務文教常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○高橋義明議長** 起立多数。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

次に、請願第2号について採決いたします。

総務文教常任委員長報告は不採択であります  
が、総務文教常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋義明議長 起立多数。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決  
しました。

~~~~~  
**日程第5 議第64号 上山市医療
給付条例の一部を改正す
る条例の制定について外
1件**

(産業厚生常任委員長報告)

○高橋義明議長 日程第5、議第64号及び日
程第6、議第65号の計2件を一括議題といた
します。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長枝松直樹議員。

〔枝松直樹産業厚生常任委員長 登壇〕

○枝松直樹産業厚生常任委員長 今期定例会に
おいて、産業厚生常任委員会に付託されました
議案2件について、審査いたしました経過並び
に結果について御報告申し上げます。

最初に、議第64号上山市医療給付条例の一
部を改正する条例の制定について御報告申し上
げます。

本件は、山形県医療給付事業補助金交付規程
の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案
されたものであります。

その内容は、重度心身障がい児・者医療給付
制度の対象要件の一つである市町村民税所得割
の算出方法について、地方税法改正において、

指定都市の区域内に住所を有する者の税率が
6%から8%へと改正されたものの、指定都市
から本市に転入した者が重度心身障がい児・者
医療給付制度の申請を行った場合は、当該賦課
期日現在、指定都市以外の市町村の区域内に住
所を有する者とみなし、改正前の6%で算出し、
その額が23万5,000円未満であれば給付
対象者とするほか、文言の整理を行うもので、
公布の日から施行するものであります。平成
30年7月1日以後に行われた療養に係る経費
について適用するとの説明を了承し、本件は原
案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第65号上山市営住宅条例の一部
を改正する条例の制定について御報告申し上げ
ます。

本件は、松山住宅を廃止するため提案された
ものであります。

その内容は、昭和31年に建築され、45年
の耐用年数を既に17年経過している松山住宅
について、老朽化による廃止に伴い、松山住宅
に係る文言を削除するものであり、公布の日か
ら施行するとの説明であります。

委員会では、今後の市営住宅の整備方針につ
いてただしたところ、市営住宅長寿命化計画に
基づき、建てかえや街なかへの移転、民間空き
家の活用等も含め検討していくとの説明を了承
し、本件は原案のとおり可決すべきものと決し
ました。

以上で報告を終わります。

○高橋義明議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認

めます。

よって、採決いたします。

産業厚生常任委員長報告の議案2件は、原案可決であります。産業厚生常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

**日程第7 議第60号 平成30年度  
上山市一般会計補正予算  
(第4号) 外3件**  
(予算特別委員長報告)

○高橋義明議長 日程第7、議第60号から日程第10、議第63号までの計4件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長中川とみ子議員。

〔中川とみ子予算特別委員長 登壇〕

○中川とみ子予算特別委員長 今期定例会において、予算特別委員会に付託されました予算関係議案4件について、審査いたしましたその結果について御報告申し上げます。

なお、全議員で構成する予算特別委員会でありますので、ここで再び審査の状況、経過等について詳細に述べることを省略させていただき、後日、委員会記録により御承知いただきたいと存じます。

議第60号平成30年度上山市一般会計補正予算(第4号)につきましては、職員人件費の増減によるもののほか、今夏の猛暑等を踏まえ、小中学校へのエアコン整備に要する経費など、

早急に予算措置を必要とするものを中心に編成されたもので、歳入歳出それぞれ3億400万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ150億2,600万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号平成30年度上山市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億6,700万円とする補正であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第62号平成30年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億9,600万円とする補正であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第63号平成30年度上山市介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億1,900万円とする補正であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○高橋義明議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

予算特別委員長報告の議案4件は原案可決であります。予算特別委員長報告のとおり決す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

日程第 1 1 議第 6 8 号 上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(追加議案)

○高橋義明議長 日程第 1 1、議第 6 8 号上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第 6 8 号上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、山形県人事委員会の勧告等に基づき、一般職の職員の給料月額、宿日直手当の額、期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定等を行うため提案するものであります。

なお、詳細につきましては、庶務課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○高橋義明議長 庶務課長。

〔金沢直之庶務課長 登壇〕

○金沢直之庶務課長 命によりまして、議第 6 8 号上山市一般職の職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の 1 ページをお開き願います。

このたびの改正は、山形県人事委員会の勧告等に基づき、一般職の職員の給料月額、宿日直手当の額、期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定等を行うため提案するものでございます。

平成 3 0 年 1 0 月 1 1 日に出されました山形県人事委員会の勧告では、県内の民間企業と県職員とを比較し、民間給与を 3 5 8 円下回っていたことから、給料表を、人事院が勧告した俸給表に準じた上で、各号給の額に、本年の公民較差を踏まえた一定の率を乗じて得た額に改定するとともに、特別給の支給月数についても 0. 0 6 月分下回っていたことから、4. 3 0 月から 4. 3 5 月に、0. 0 5 月分引き上げ、当該引き上げ分を勤勉手当に充てる勧告が出されたものであります。

また、宿日直手当についても、人事院の勧告した内容に準じて改定する勧告が出されております。

初めに、第 1 条の改正内容について御説明申し上げます。

第 1 条は、宿日直手当の額、平成 3 0 年 1 2 月における勤勉手当の支給月数及び給料表を改正するものであります。

改正後、改正前の表をごらんください。

宿日直手当、第 1 4 条であります。宿日直勤務 1 回の支給額について 4, 2 0 0 円としているものを 4, 4 0 0 円に、執務が行われる時間が、執務が通常行われる日の執務時間の 2 分の 1 に相当する時間である日で、規則で定めるものに、退庁時から引き続いて行われる場合の支給額について 6, 3 0 0 円を 6, 6 0 0 円に、常直的な宿直勤務をした場合の支給月額の限度

額について2万1,000円から2万2,000円にそれぞれ改正するものであります。

勤勉手当、第17条の3第2項であります、次のページをごらんください。

第1号で、6月、12月ともに100分の85としているものを、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の90に改め、12月の支給月数を0.05月引き上げ、この結果、年間支給月数を100分の170から100分の175とするものであります。

第2号では、再任用職員の勤勉手当の支給月数について、6月、12月ともに100分の40としているものを、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45に改め、12月の支給月数を0.05月引き上げ、この結果、年間支給月数を100分の80から100分の85とするものであります。

2ページから6ページにつきましては改正後の、6ページから10ページは改正前の別表第1で定める行政職給料表であります、県人事委員会勧告に基づき、給料月額を改めるものであります。

このたびの改定では、全階層で給料表の水準を引き上げるものでございますが、初任給を1,500円引き上げ、若年層については1,000円程度、その他は200円、管理職層は100円の引き上げ幅となります。

一例を申し上げますと、大学新卒の場合、1級25号給に格付されますが、改正前の18万2,100円から、改正後の18万3,600円に、1,500円増額改定になるものでございます。

なお、給料月額の平均改定額は約394円で、

平均引き上げ幅は0.17%となります。

次に、第2条の改正内容について御説明申し上げますので、10ページをごらんください。

第2条では、これまで6月と12月で異なっていた期末手当の支給月数と、このたびの改正で6月と12月で異なることになった勤勉手当の支給月数を、6月と12月で再配分して平準化するための改正でございます。

期末手当、第16条第2項であります、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には137.5を、100分の130と改正し、平成31年度以降の支給月数を平準化させるものであります。

第2号では、再任用職員の勤勉手当についても同様に、6月と12月の支給月数を平準化させるものであります。

次に、勤勉手当、第17条の3につきましては、平成31年度以降の勤勉手当の支給月数を改正するもので、さきの第1条で引き上げた勤勉手当の支給月数を6月と12月に再配分するものであります。

第2項第1号は、職員の勤勉手当についてでございます、11ページをごらんください。

6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の90とあるものを、6月、12月ともに100分の87.5と改めるものであります。

第2号は、再任用職員の勤勉手当について、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45とあるものを、6月、12月ともに100分の42.5を支給するよう改めるものであります。

最後に、附則について御説明申し上げます。

附則第1項については、施行期日等の規定であり、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日にさかのぼって適用することを規定するものであります。

ただし、第2条については平成31年4月1日から施行とするものであります。

第2項においては、平成30年4月1日から、この条例の公布の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級、受ける号給に異動があった職員のうち、規則で定める職員の給料表の適用や号給について、規則で定めることを規定するものであります。

第3項については、公布の日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級、受ける号給に異動があった職員の給料表の適用または号給等については、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる旨を規定するものであります。

第4項につきましては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定により支払われる給与の内払いとすることを定めるものであります。

第5項については、前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○高橋義明議長 7番枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 この際、動議を提出い

たします。

ただいま議題となっております議第68号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 ただいま7番枝松直樹議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。
お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第68号議案については委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第68号上市市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第68号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

**日程第 1 2 議第 6 9 号 上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について**  
(追加議案)

○高橋義明議長 日程第 1 2、議第 6 9 号上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[横戸長兵衛市長 登壇]

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第 6 9 号上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、一般職の職員の給与改定に準じ、必要な改正を行うため提案するものであります。

なお、詳細につきましては、庶務課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○高橋義明議長 庶務課長。

[金沢直之庶務課長 登壇]

○金沢直之庶務課長 命によりまして、議第 6 9 号上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の 1 3 ページをお開き願います。

このたびの改正は、一般職の職員の給与改定に準じ、必要な改正を行うため提案するものであります。

内容につきましては、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を山形県の特別職の支給月数と同様に 0. 0 5 月引き上げるものであります。

初めに、第 1 条の改正内容について御説明申し上げます。

第 1 条は、平成 3 0 年 1 2 月における期末手当の支給月数を改正するものであります。

改正後、改正前の表をごらんください。

第 4 条であります。常勤の特別職である市長、副市長及び教育長の期末手当の支給については、一般職の給与条例の規定の例によるものと定めているもので、支給月数については、一般職の給与条例第 1 6 条第 2 項で定めている支給月数を読みかえる規定となっており、1 2 月の期末手当の支給月数 1 0 0 分の 1 6 5 を 1 0 0 分の 1 7 0 に改めるものであります。

次に、第 7 条であります。市議会議員の期末手当について定めているもので、1 4 ページをごらんください。

同様に、1 2 月の期末手当の支給月数 1 0 0 分の 1 6 5 を 1 0 0 分の 1 7 0 に改めるもので、これらの改正により期末手当の年間支給月数を 0. 0 5 月引き上げ、1 0 0 分の 3 2 0 から 1 0 0 分の 3 2 5 とするものであります。

次に、第 2 条の改正内容について御説明申し上げます。

第 2 条では、平成 3 1 年度以降における期末手当について、第 1 条で引き上げた期末手当の支給月数を 6 月と 1 2 月に再配分し、平準化するものであります。

第 4 条につきましては、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数について、改正前には 1 0 0 分の 1 2 2. 5 とあるものは 1 0 0 分の 1 5 5 と、1 0 0 分の 1 3 7. 5 とあるもの



は100分の170と、6月と12月の支給月数をそれぞれ読みかえていたものを、改正後では、100分の130とあるものは100分の162.5とする、一般職の職員の期末手当の支給月数が6月と12月で平準化されることに伴う改正となっております。

また、第7条につきましても同様に、市議会議員の期末手当の支給月数について、一般職の職員の期末手当の支給月数が6月と12月で平準化されることに伴い改正されるものとなっております。

次に、附則について御説明申し上げます。

附則第1項につきましては、施行期日等の規定であり、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日にさかのぼって適用することを規定するものであります。

ただし、第2条の規定、つまり期末手当の平準化に関する規定は平成31年4月1日から施行とするものであります。

第2項につきましては、改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規定により支払われる期末手当の内払いとすることを定めるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

○高橋義明議長 6番佐藤光義議員。

○6番 佐藤光義議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第69号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 ただいま6番佐藤光義議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提

出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第69号議案については委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第69号上市市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第69号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

日程第13 議第70号 平成30
年度上市市一般会計補
正予算（第5号）
（追加議案）

○高橋義明議長 日程第13、議第70号平成30年度上市市一般会計補正予算（第5号）を

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第70号平成30年度上山市一般会計補正予算（第5号）についてであります。山形県人事委員会の勧告等に基づき、職員人件費等を増額するほか、低所得の高齢者世帯などに灯油購入費等を助成する経費を計上するものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、予算の総額を150億4,600万円とするものであります。

なお、詳細につきましては、財政課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○高橋義明議長 財政課長。

〔平吹義浩財政課長 登壇〕

○平吹義浩財政課長 命によりまして、議第70号平成30年度上山市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

追加議案書の16ページをお開き願います。

平成30年度上山市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億4,600万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

それでは、第1表歳入歳出予算補正について御説明申し上げますので、17ページをごらんください。

最初に、歳入から申し上げます。

15款県支出金は450万円を増額し、補正後の額を9億3,736万1,000円とするものであります。2項県補助金の増によるものであります。

19款繰越金は1,550万円を増額し、補正後の額を2億836万3,000円とするものであります。

その結果、歳入合計では2,000万円を増額し、補正後の額を150億4,600万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げますので、18ページをごらんください。

1款議会費は、1項議会費を49万1,000円増額し、補正後の額を1億5,730万8,000円とするものであります。

2款総務費は306万1,000円を増額し、補正後の額を21億9,487万8,000円とするものであります。これは1項総務管理費で224万円、2項徴税費で50万1,000円、3項戸籍住民基本台帳費で19万3,000円、4項選挙費で2万4,000円、5項統計調査費で4万9,000円、6項監査委員費で5万4,000円の増によるものであります。

3款民生費は1,150万4,000円を増額し、補正後の額を44億3,145万7,000円とするものであります。これは1項社会福祉費で1,029万3,000円、2項児童福祉費で108万2,000円、3項生活保護費で12万9,000円の増によるものであります。

4款衛生費は、1項保健衛生費を55万9,000円増額し、補正後の額を8億3,577万3,000円とするものであります。

6款農林水産業費は50万1,000円を増額し、補正後の額を5億6,816万4,000円とするものであります。これは1項農業費で44万9,000円、2項林業費で5万2,000円の増によるものであります。

7款商工費は、1項商工費を33万4,000円増額し、補正後の額を14億7,357万7,000円とするものであります。

8款土木費は57万1,000円を増額し、補正後の額を13億8,468万9,000円とするものであります。これは1項土木管理費で8万6,000円、次のページをお開きください。2項道路橋梁費で23万7,000円、4項都市計画費で22万1,000円、5項住宅費で2万7,000円の増によるものであります。

9款消防費は、1項消防費を164万3,000円増額し、補正後の額を6億2,159万3,000円とするものであります。

10款教育費は133万6,000円を増額し、補正後の額を16億2,489万6,000円とするものであります。これは1項教育総務費で36万円、2項小学校費で17万2,000円、3項中学校費で13万8,000円、4項学校給食費で24万4,000円、5項社会教育費で28万2,000円、6項保健体育費で14万円の増によるものであります。

その結果、歳出合計で2,000万円を増額し、補正後の額を150億4,600万円とするものであります。

次に、今回の補正につきましては、人件費の補正を計上しておりますので、給与費明細書に

ついて御説明申し上げます。

40ページをお開き願います。

最初に、特別職について御説明申し上げます。区分として、補正後、補正前、その下に比較として記載しております部分をごらんください。

長等では、給与費で15万2,000円、共済費で8,000円の増で、合計では16万円の増であります。期末手当支給月数改正によるものであります。

議員では、給与費で38万5,000円の増であります。同じく期末手当支給月数改正によるものであります。

次のページをお開き願います。

一般職について御説明申し上げます。

(1) 総括の、区分、比較の行をごらんください。

山形県人事委員会の勧告等により、給与費では804万2,000円の増、共済費では105万2,000円の増で、合計では909万4,000円の増額となり、これに退職手当組合負担金36万1,000円の増と合わせますと、一般職員の職員人件費は945万5,000円の増額となるものであります。

以上が給与費明細書の説明であります。ただいまから御説明申し上げます。事項別明細書の中で措置しております議員報酬等及び特別職給与等、職員人件費などの人件費に関しましては、給与費明細書で説明したものであることから、詳細な説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、事項別明細書について御説明申し上げます。

歳出から御説明申し上げますので、26ページ、27ページをお開きください。

最初に、1款議会費1項1目議会費は49万

1, 000円の増であります、議員報酬等及び職員人件費の増によるものであります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は218万6,000円の増であります、特別職給与等及び職員人件費の増によるものであります。

9目交通安全対策費は5万4,000円の増、2項徴税費1目税務総務費は50万1,000円の増、3項1目戸籍住民基本台帳費は19万3,000円の増、次のページをお開き願います。4項選挙費1目選挙管理委員会費は2万4,000円の増、5項統計調査費1目統計調査総務費は4万9,000円の増、6項1目監査委員費は5万4,000円の増であります、いずれも職員人件費の増によるものであります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は1,014万円の増であります、灯油購入費等助成事業費で、冬期間における低所得世帯等への生活支援策として、市民税非課税の高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯の灯油購入等に対し、1世帯当たり5,000円を助成する経費を措置するほか、職員人件費の増によるものであります。

3目高齢者福祉費は7万6,000円の増、4目国民年金費は7万7,000円の増、次のページをお開きください。2項児童福祉費1目児童福祉総務費は108万2,000円の増、3項生活保護費1目生活保護総務費は12万9,000円の増であります、いずれも職員人件費の増によるものであります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は55万9,000円の増であります、保健対策推進事業費に係る職員人件費の増及び職員人件費の増によるものであります。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会

費は8万1,000円の増であります、農業者年金事業費に係る職員人件費の増及び職員人件費の増によるものであります。

次のページをお開きください。

2目農業総務費は34万2,000円の増、4目畜産業費は2万6,000円の増、2項林業費1目林業総務費は5万2,000円の増、7款1項商工費1目商工総務費は33万4,000円の増、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費は8万6,000円の増、2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費は23万7,000円の増、次のページをお開き願います。4項都市計画費1目都市計画総務費は16万8,000円の増、3目公園費は5万3,000円の増、5項住宅費1目住宅管理費は2万7,000円の増、9款1項消防費1目常備消防費は164万3,000円の増であります、いずれも職員人件費の増によるものであります。

10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費は36万円の増であります、教育長給与等の増及び職員人件費の増によるものであります。次のページをお開き願います。

2項小学校費1目学校管理費は17万2,000円の増、3項中学校費1目学校管理費は13万8,000円の増、4項1目学校給食費は24万4,000円の増、5項社会教育費1目社会教育総務費は28万2,000円の増、6項保健体育費1目保健体育総務費は14万円の増であります、いずれも職員人件費の増によるものであります。

以上で歳出の説明を終わりにして、歳入の説明を申し上げますので、前に戻りまして、24ページ、25ページをお開き願います。

15款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金は450万円の増であります、低所得世

帯等への生活支援を目的とする灯油購入費助成事業費補助金を計上するものであります。補助率は助成費用の2分の1となっております。

19款繰越金1項1目繰越金は1,550万円の増であります。前年度繰越金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○高橋義明議長 1番守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第70号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 ただいま1番守岡等議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第70号議案については委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第70号平成30年度上山市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第70号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

日程第14 議会案第2号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出について  
(追加議案)

○高橋義明議長 日程第14、議会案第2号ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務文教常任委員長川崎朋巳議員。

〔川崎朋巳総務文教常任委員長 登壇〕

○川崎朋巳総務文教常任委員長 議会案第2号ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

少子高齢化が進展する中、地域生活における移動手段として、タクシー事業は大きな役割を担っています。

しかしながら、昨今の規制改革の推進等により、事業主体が運行管理や車両整備等について責任を負うことのないライドシェアを容認する動きが活発化しており、容認されれば、タクシ

一などの地域公共交通に大きな混乱をもたらすことが懸念されます。

地域住民の安全な移動の確保と、地域公共交通の維持、発展を図るため、ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書を国及び政府並びに関係機関に提出するものであります。

なお、意見書の案文につきましては、議員各位のお手元に配付しておりますので、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○高橋義明議長 7番枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議会議案第2号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 ただいま7番枝松直樹議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議会議案第2号議案については委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議会議案第2号ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議会議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

最後にお諮りいたします。

今期定例会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決しました。

## 閉 会

○高橋義明議長 以上で今期定例会の日程の全部を終了いたしました。

これをもって第487回定例会を閉会いたします。

午前11時22分 閉 会



議 長 高 橋 義 明

會議録署名議員 川 崎 朋 巳

同 上 高 橋 恒 男

同 上 守 岡 等



